

## ソフトバンクグループ株式会社

第9回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付）

当初5年固定利率（仮条件税引前）

年4.80～5.60%

※利率は2026年6月5日(金)に決定される予定です。

期間

約35年

申込期間 2026年6月8日(月)～6月18日(木)

## &lt;募集要項&gt;

申込単位	額面100万円単位	償還期限	2061年6月19日
発行価格	額面100円につき100円	払込期日	2026年6月19日
利払日	年2回(毎年6月と12月の各19日)	債券予備格付	BBB+(株式会社日本格付研究所)
募集の対象	主に個人の投資家		

利率	①当初5年	固定利率
	②5年後以降	1年国債金利 <sup>※1</sup> +一定利率(未定) <sup>※2</sup> +0.25%
	③20年後以降	②+0.05%(累計0.30%)
	④25年後以降	③+0.70%(累計1.00%)の金利のステップアップが発生

※1「1年国債金利」とは、利率基準日のレートとして利率決定日(各利率基準日の翌銀行営業日)の東京時間9時30分以降に財務省ウェブサイト内「国債金利情報」ページの「金利情報」(その承継ファイルおよび承継ページを含む。)に表示される1年国債金利をいいます。

※2「一定利率」とは、①の利率の決定時に適用される、5年国債の流通利回り(年2回複利ベース)への上乗せ幅

- ・「利率基準日」：各改定後利率適用期間の開始日直前の利率改定日の2銀行営業日前の日
- ・「改定後利率適用期間」：各利率改定日の翌日から次の利率改定日または本債券が償還される日のいずれか早い日までの期間
- ・「利率改定日」：2031年6月19日およびその1年後ごとの応当日

利払繰延条項	発行体はその裁量により、本債券の利息の支払いの全部または一部を繰り延べることができます。本債券につき繰り延べられた利息は、発行体はその裁量により、その全部または一部を支払うことができます。
期限前償還条項	発行体はその裁量により、2031年6月19日(初回繰上償還可能日)および以降の各利払日に本債券の全部(一部は不可)について額面100%で期限前償還することができます。

## 劣後債とは？

普通社債に比べ、元利金の支払順位が低い債券のことです。「劣後事由」(破産手続や会社更生手続など)が発生した場合、一般債務の弁済が完了した後に劣後債の元利金の弁済が開始されます。普通社債よりも元利金の支払順位が低い分、利率は相対的に高く設定されます。詳細は、目論見書をご確認ください。

## 手数料など諸費用について

- 本債券をご購入いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただけます。

## 主なリスクについて

- 本社債の価格は、金利の変動等により上下しますので、償還前に売却する場合には投資元本を割り込むことがあります。
- 発行体または元利金の支払の保証者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、本社債に関する元利金の支払いの一部または全部が行われない可能性があります。
- 社債発行の際に定められた劣後事由が発生した場合は、一般債務が全額返済されるまでは本社債の元利金支払いは行われません。

Humanitation—信頼のきずな



水戸証券

商号等/水戸証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号

加入協会/日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会

公式HP

LINE公式  
アカウント

(審査部 審査番号 2605096号)

## 本債券のポイント

### ■この債券は約35年債です。

本債券の償還日は2061年6月19日です。

### ■5年目以降の各利払日に期限前償還される可能性があります。

期限前償還は発行者が任意に判断します。明確な基準があるわけではなく、さまざまな要因により決定され、期限前償還されないこともあります。期限前償還された場合、以降の利息は受け取ることはできません。

### ■本債券には劣後特約が付されています。

**本債券は発行者の一般債務に加えて、上位劣後債よりも弁済順位が劣後します。**

本債券と同等の劣後特約が付された劣後債ならびに今後発行される可能性のある上位優先株式と同順位となります。

### ■本債券の利払いは発行者の任意により繰延される可能性があります。

同社が発行する普通株式の配当を支払う決議をした場合には、本債券ならびに同等の劣後特約の付された劣後債の繰り延べられている利息等を支払うべく、可能な限り合理的な努力を行うこととされています。

## 期限前償還について

### ■発行者の選択による期限前償還

発行者は、2031年6月19日以降の各利払日に、発行者の選択によりその時点で残存する本債券の全部(一部は不可)を額面100円につき100円の割合で、本債券につき繰り延べられた利息に係る未払金額の全額の支払とともに期限前償還することができます。

### ■特別事由(税制事由または資本性変更事由)による期限前償還

本債券の払込期日以降に税制事由または資本性変動事由が発生し継続している場合に、発行者は償還を選択することができます。償還金額は以下の通りです。

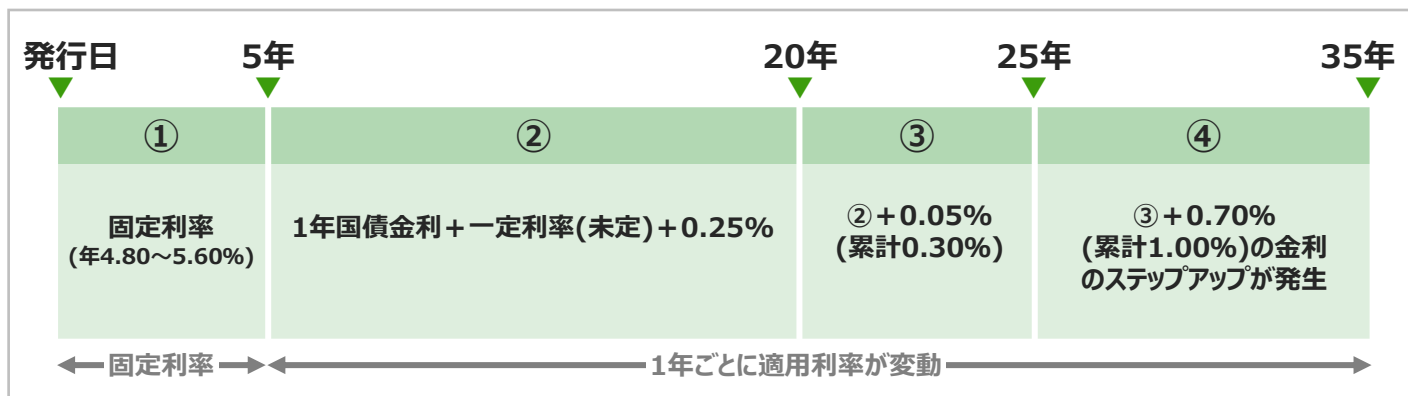
#### ①2031年6月19日より前の日である場合

額面100円につき101円の割合で本債券の全部(一部は不可)を、期限前償還日までの経過利息および本債券につき繰り延べられた利息に係る未払金額の全額の支払とともに償還

#### ②2031年6月19日以降の場合

本債券の全部(一部は不可)を額面100円につき100円の割合で、期限前償還日までの経過利息および本債券につき繰り延べられた利息に係る未払金額の全額の支払とともに償還

### ■利率のイメージ



### ■ご留意事項

- 利率は仮条件です。最終的に決定される利率は仮条件の範囲外の値となる可能性もあります。
- お申込にあたっては契約締結前交付書面および目論見書をよくお読みいただきご検討ください。
- 募集期間中はご購入のお申込みを取消することができます。
- 販売額に制限がございますので、売切れの際はご容赦ください。
- 個人のお客さまの場合、利子は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が源泉徴収された後、申告不要または申告分離課税のいずれかを選択できます。譲渡益および償還益は、上場株式等にかかる譲渡所得等として20.315%の申告分離課税の対象となります。本社債の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当等および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。なお、将来において、更に税制が変更された場合は、それに従うこととなります。詳細は専門の税理士等にご相談ください。
- 一定の条件を満たしている方は、マル優制度の適用を受けられます。